

別表第 1 (第 3 条関係)

違反行為	違反内容		点数
第 7 条第 1 項第 1 号に該当したとき。	不正の手段により指定業者の指定を受けたとき。		100 点
第 7 条第 1 項第 2 号に該当したとき。	指定業者の指定基準に適合しなくなったとき。		100 点
第 7 条第 1 項第 3 号に該当したとき。	届出をしなかったとき。		5 点
	虚偽の届出をしたとき。		100 点
第 7 条第 1 項第 4 号に該当したとき。	届出をしなかったとき。		5 点
	事業所ごとに主任技術者を選任させる義務に違反したとき。		100 点
第 7 条第 1 項第 5 号に該当 (以下「事業運営基準違反」という。) したとき。	指導又は処分を行おうとするときから 10 年以内における事業運営基準違反による指導又は処分回数	なし	5 点
		1 回	10 点
		2 回	20 点
		3 回	30 点
		4 回	40 点
		5 回	50 点
		6 回以上	60 点
	事業運営基準違反により 2 年以内に指導又は処分を受けているとき。		10 点
	事業運営基準違反事案が同時に 2 件以上あるとき。		10 点
	併せて他の法令に違反しているとき。		10 点
第 7 条第 1 項第 6 号に該当 (以下「立会応諾義務違反」) したとき。	指導又は処分を行おうとするときから 10 年以内における立会応諾義務違反による指導又は処分回数	なし	5 点
		1 回	10 点
		2 回	20 点
		3 回	30 点
		4 回	40 点
		5 回	50 点
		6 回以上	60 点
	立会応諾義務違反により 2 年以内に指導又は処分を受けているとき。		10 点
	立会応諾義務違反事案が同時に 2 件以上あるとき。		10 点

第7条第1項第7号 に該当（以下「報告等 応諾義務違反」とい う。）したとき。	指導又は処分を行おうとするときから 10年以内における報告等応諾義務違反 による指導又は処分回数	なし	5点
		1回	10点
		2回	20点
		3回	30点
		4回	40点
		5回	50点
		6回以上	60点
	報告等応諾義務違反により2年以内に指導又は処分を 受けているとき。		10点
	報告等応諾義務違反事案が同時に2件以上あるとき。		10点
第7条第1項第8号 に該当したとき。	その施工する給水装置工事が水道施設の機能に障害を 与え、又は与えるおそれが大であるとき。		60点

備考

- 1 指導又は処分を行おうとするときから10年以内における事業基準違反による指導又は処分回数については、この規程の施行前において指導又は処分したものも対象とする。
- 2 この規程の施行後において発覚した違反工事については、施行の前後又は工事施工後の経過年数にかかわらず対象とする。

別表第2（第3条関係）

別表第1の合計点数	指導及び処分の内容
10点未満	文書による指導
10点以上20点未満	指定停止 1月
20点以上30点未満	指定停止 2月
30点以上40点未満	指定停止 3月
40点以上50点未満	指定停止 4月
50点以上60点未満	指定停止 5月
60点以上99点未満	指定停止 6月
100点	指定取消